

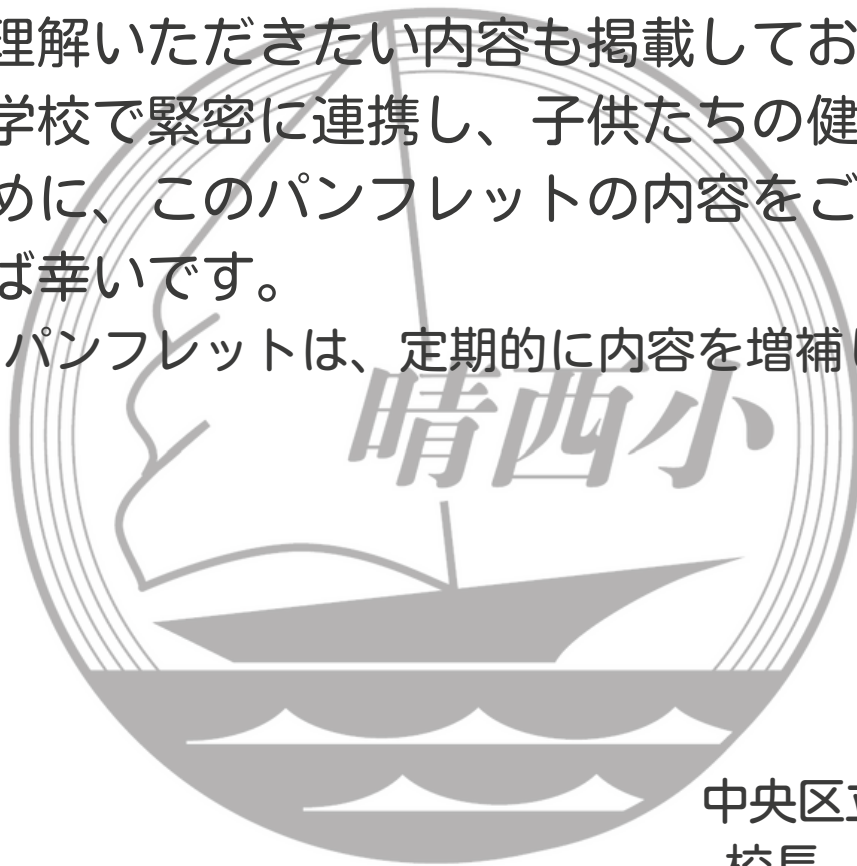
家庭・学校・地域 で子供を育てる パンフレット

中央区立晴海西小学校
中央区晴海5-3-5
03-5560-1640

はじめに

このパンフレットは、子育ての第一義的責任（もっとも重要な責任：教育基本法第10条より）を有する保護者の皆様にお読みいただくため、家庭と学校の役割や連携・協力のポイントについてまとめたものです。家庭と学校の役割や連携・協力についてQ&A形式で取り上げるとともに、保護者の皆様にご理解いただきたい内容も掲載しております。家庭、地域、学校で緊密に連携し、子供たちの健全育成を実現していくために、このパンフレットの内容をご確認、ご活用いただければ幸いです。

なお、このパンフレットは、定期的に内容を増補していく予定です。



中央区立晴海西小学校
校長 齊藤 光司

学校からの連絡について

Q1 学校からどのような場合に電話連絡がありますか。また、注意点はありますか。

A1 学校から電話をする場合

本校では以下のような場合に電話連絡をさせていただきます。

- ①学校の教育活動中にけがをしたとき。
- ②学校生活の中で、体調が悪くなったとき。
- ③学校生活の中で、気になる様子や友達とトラブルがあったとき。

具体的には・・・

①の教育活動中のけがは、軽症のものは保健室で応急処置を行いますが、**首から上のけがについては、速やかに保護者へ連絡をして対応をご相談**させていただきます。また、骨折や捻挫が疑われるけがをした場合は、病院受診への提案をいたします。緊急時には迅速に救急搬送を要請いたします。

②の教育活動中に体調が悪くなった場合は、検温・休息などの対処療法を行いますが、容態をみて早退や病院受診の提案をいたします。

③の学校生活の場面で気になる様子（忘れ物・寝不足などの生活習慣にかかわること）やトラブル（友達や教員との人間関係、授業や休み時間の出来事など）があった場合は、ご家庭での様子を伺い、声掛けや指導していただきたいことをお伝えします。状況に応じて担任などとの面談、スクールカウンセラーへの相談なども提案させていただきます。もちろん、良い行いや周囲への手本となる行動を連絡させていただくこともあります。

電話がつながらず、お子さんの様子をお伝えできない場合があります。**留守番電話**の設定をお願いいたします。

また、学校からの連絡方法として「tetoru」と「クラスルーム」があります。「tetoru」では、保護者向け文書やお知らせの配信（定期的にご確認ください。）など、「クラスルーム」では、児童向けに持ち物や時間割の連絡などを行います。

学校への連絡について

Q2 学校への連絡は電話とメールどちらがいいですか。

A2 デジタルとアナログの使い分け

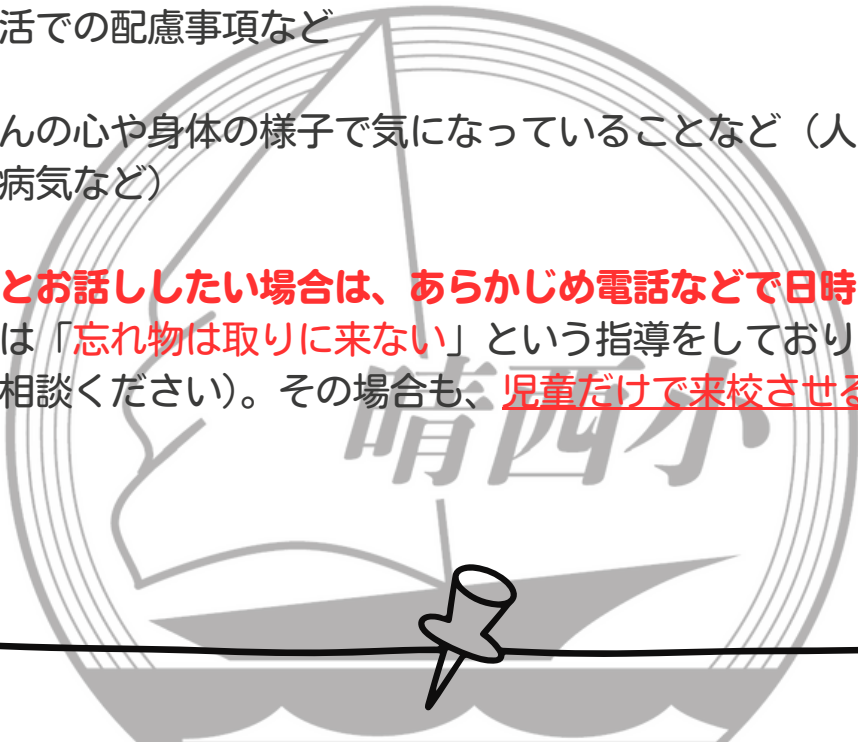
朝などのお忙しい時間帯であるとは思いますが、以下の手段でご連絡いただければと思います。

◎teturu：欠席・遅刻・早退・体育の見学など（これらの連絡は、該当日の8時15分までにご連絡ください。）※「見学」という項目はありませんので、「早退」を選択し、時刻を0:00にして見学理由をご入力ください。

◎連絡帳：学校生活での配慮事項など

◎電話：お子さんの心や身体の様子で気になっていることなど（人間関係・登校渋り・けがや病気など）

※来校して担任等とお話したい場合は、あらかじめ電話などで日時を調整してください。また、児童には「忘れ物は取りに来ない」という指導をしております（緊急性のものは学校にご相談ください）。その場合も、児童だけで来校させるのも原則禁止しております。



保護者の方から連絡が可能なのは、**午前8時～午後6時**です。
本校教職員の勤務時間は、**午前8時10分～午後4時40分**です。
勤務時間外でも大切なお子さんのため、状況に応じて連絡させていただくこともあります。原則、保護者の方からの連絡・面談・来校などは、勤務時間内をお願いします。

学習用具の扱いについて

Q3 学校に持って行っていけないものは何ですか。

A3 学習に不要なものは原則持ってこない

「入学のしおり」にも記載している通り、保護者の方に用意していただきたいのは、学習に必要な学用品です。生活科や図工・家庭科（その他の教科含む）などで用意していただきたいものについては、学年より適宜連絡いたします。

お子さんの安全管理のためにGPSやスマートフォンなどの通信機器を持たせる場合は、**自己管理**になります。破損・紛失した場合や、それに伴うトラブルについても、学校では対応できませんので、ご了承ください。また、学校内や登下校中は「**鳴らさない・出さない**」ようにしてください。教育活動中にお子さんと通信機器などでのやり取りもしないでください。教育活動中に連絡が必要な場合は、学校に電話をしてください。

自分の持ち物を大切にする指導

学校では、ご家庭で用意していただいた自分の持ち物を大切に使う・扱う心も育成しております。そのため、保護者の方には以下のことをお願いします。

- ①全ての学用品・持ち物には**フルネームで記名**をする。
- ②学年が変わった際には、**学年の書き換え**をする。

※学校での「落とし物」は、主事室前に保管しております。適宜確認していただき、お子さんの物であれば、持ち帰りください。一定期間を過ぎた落とし物については、処分いたします。（記名してあれば、お子さんのもとに戻る可能性が高いです。）

学校から貸与しているタブレットは、中央区が自宅で学習ができるようにLTE対応しているものになっています。

授業では配信された資料を見たり、課題を提出したりして活用しています。そのため、毎日持ち帰り、必ずご家庭で充電をしてください。また、クラスルームで配信される時間割や持ち物を確認し、次の日の学習に備えるようお願いいたします。

学校でのトラブルについて①

Q4 学校から、子供がトラブルを起こしたと連絡がありました。本人から聞くと、ふざけ合いから起こってしまったようです。これは「いじめ」ではないと思いますが、学校での対応を教えてください。

A4 いじめの定義より

上記のような連絡があった場合、ご心配を抱いてしまう保護者の方もいらっしゃると思います。

本校は「学校いじめ防止基本方針」に基づいて、いじめの防止、早期発見・早期対応に取り組んでいます。

いじめの定義で大切なポイントは、以下の2点です。

①相手が「嫌だ」と感じたら、いじめであること。

②いじめは、どの学校・学級でも、どのお子さんにも起こりえること。

いじめの中には、「親切のつもりだった」「悪気はなかった」という場合もあります。このような場合には、学校はお子さんと「どうすればよかったのか」について話し合います。

お子さんや保護者からの訴え、ふれあい月間（6,11,2月）でのアンケートを通じ、いじめの疑いを認知した場合は、以下のように対応します。

1 事実の確認

本人・関係児童・周囲にいた児童から個々に話を聞きます。休み時間や担任の授業のない時間に、原則、複数の教員で対応します。（即日だけの解決は難しいこともあります。）

2 話し合い

児童から聞いたことを確認し、必要に応じて謝罪をします。また、今後気をつけることもお互いに確認します。

3 保護者への報告

「お子さんたちが話した内容・指導したこと」をお伝えいたします。場合によっては相手児童の話す内容と違いがあり、事実が確認できないこともあります。また、ひどい暴力行為があった場合やSNSでのトラブルがあった場合は、警察に相談して対応する場合もあります。

※これらの対応は、いじめの深刻化を防ぎ、お子さんが安心して楽しく学校生活を送るためのものです。ご理解・ご協力をお願いします。

学校でのトラブルについて②

Q5 子供同士のトラブルで、うちの子がいじめた側になってしまいました。
家庭でどのような対応をすればいいですか。

A5 家庭での対応のポイント

保護者の方に連絡する目的は、お子さんの言動を見直し、今後の成長につなげるためです。また、お子さんの言動により、傷ついてしまった相手児童や保護者がいることをご理解の上、対応をお願いします。学校側のいじめの対応は、双方に報告いたします。

家庭での対応のポイントは以下の通りです。

- ①学校からの連絡をもとに、**客観的な事実を把握**する。
- ②お子さんからの話を**傾聴**する。(何があったのか、どんな気持ちだったのか)
- ③**毅然とした態度**で指導する。(人の心や体を傷つけることをしない、仕返しをしない)
- ④必要に応じて相手児童の保護者に連絡する。(心と体の様子の確認、保護者が謝罪する姿を見せる)
- ⑤スクールカウンセラーや関係機関に相談する。(再発防止を一緒に考える)



相手児童の保護者への連絡は、今後の児童同士、保護者同士の円滑な関係づくりにもつながります。お子さんは、保護者の方がどのように対応するのかをよく見えています。ご理解・ご協力をお願いします。

※学校では、対教師暴力・暴言についても指導をします。事実を該当児童・周囲の児童などに聞き取り、対応をします。把握したことを保護者の方にも連絡をします。ご家庭での対応をお願いします。

学校でのトラブルについて③

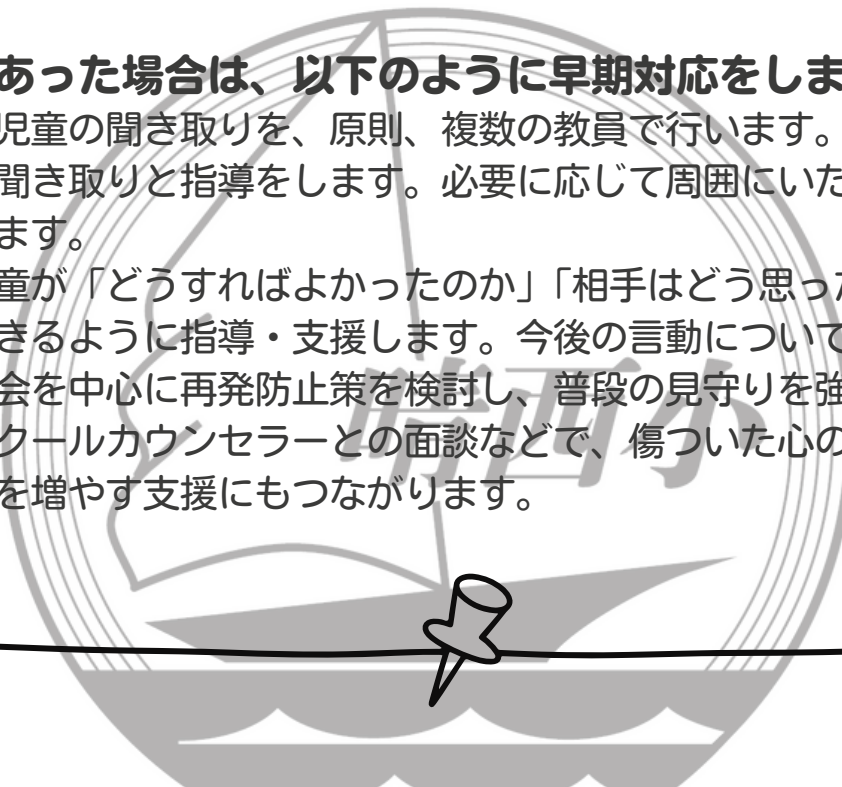
Q6 学校で子供が仲間外れにされたり、悪口を言われたりするようです。あまり大事（おおごと）にしてほしくないのですが、どのような対応をすればいいですか。

A6 早期発見・早期対応

児童も保護者の方も「大事（おおごと）にしてほしくない」「相手の児童に言わないでほしい」という訴えはよくあります。学校は様子を見るだけで指導をせずにいじめが続いたり、深刻化したりする方がリスクが大きいと捉えています。学校から児童に具体的な様子（いつ・誰に・何をなど）を確認して、早期対応をしたいと考えています。

いじめの訴えがあった場合は、以下のように早期対応をします。

- ①いじめを受けた児童の聞き取りを、原則、複数の教員で行います。
- ②相手児童からの聞き取りと指導をします。必要に応じて周囲にいた児童からの聞き取りを行うこともあります。
- ③学校は、相手児童が「どうすればよかったのか」「相手はどう思っただろうか」など丁寧に振り返りができるように指導・支援します。今後の言動についてもともに考えます。
- ④いじめ対策委員会を中心に再発防止策を検討し、普段の見守りを強化します。
- ⑤必要に応じてスクールカウンセラーとの面談などで、傷ついた心のケアをします。相談できる大人や友達を増やす支援にもつながります。



いじめを受けた児童、いじめを知らせた児童を守り抜くことを前提に、学年・いじめ対策委員会で協議し、組織で対応いたします。

SNSでのトラブル

Q7 SNSのやりとりで、子供が嫌なことを書き込まれたようです。どう対応すればいいですか。

A7 買い与えた保護者の責任で

学校は、セーフティ教室や「SNS学校ルール」の作成などを通して、繰り返しSNSなどの危険性や望ましい使用方法について指導しています。（※ただし、学校はSNSなどのアプリ使用年齢を踏まえ、SNSの利用を推奨していません。また、SNSなどの使用状況も把握していません。）

SNSでのトラブルは、保護者同士で対応してください。また、SNSによる被害にあった場合は、警察に相談をしてください。

SNSのトラブルを防ぐには、**お子さんと使い方のルール・マナーを話し合い、保護者が指導することが望ましいです。**スマートフォンの内容を定期的に保護者が確認することも必要です。

スマートフォンなどの利用に関するトラブル

◎書き込みやメールでの誹謗中傷

文字によるやりとりは、真意が伝わらないことがあり、相手を怒らせたり傷つけたりしてしまふことがあります。意図的に相手を貶めるような誹謗中傷に発展することもあります。

◎SNSによるいじめ

SNSで悪口を書き込んだり、軽い気持ちで投稿したりして相手を傷つけると、いじめになります。

◎SNSなどに載せた個人情報の流出

SNSから個人情報が特定され、被害にあふことがあります。

◎無料ゲームサイトで意図しない有料サービスの利用

無料のゲームで遊んでいるうちに、有料サイトに誘導されることもあります。

「うちの子に限って・・・」と思うこともありますが、被害にあふ可能性はどの子にもあり得ます。



「晴海西小学校の5つの約束～タブレット端末～」をもとに、ご家庭でお子さんとルールを明確にして、保護者が管理・指導してください。

放課後の対応

Q8 不審者が出たときや事故、けがなどが放課後に起きたときは、どのように対応すればいいですか。

A8 学校外の対応

不審者対応やけが、事故などの場合は、まず警察（110番）や救急（119番）に連絡をしてください。その後、落ち着いたときに学校に状況などをお伝えください。

情報をもとに警察と情報共有や対応依頼を行います。また、学校での安全指導も適宜行います。また、**習い事などでのトラブルは、保護者同士で話したり、習い事の先生に相談したりしてください。**学校の管理外になりますので、ご理解ください。

①不審者への対応

子供が巻き込まれる事件が報道されることがあります。子供への声掛け事案や性的な事案は、保護者の見えないところで発生し、登下校時や遊びに行く途中、習い事の行き帰りで起こることが多いようです。登校時に発生した場合は、すぐに子供から聞き取り、警察（110番）に通報します。下校中や下校後に不審者の被害にあったとお子さんから話があった場合は、すぐに警察に通報し対応してください。お子さんの安全が確保されてから、学校にもご連絡いただければ助かります。学校でも児童に注意喚起をします。

②けがや事故にあった場合

全国的に子供が巻き込まれる交通事故が発生しています。本校においても、交通事故防止の指導をしておりますが、ご家庭でもお子さんへ交通ルールについて指導をお願いします。特に、自転車に乗る場合は交通事故の被害者にも、加害者にもなり得ます。

③子供が学校から帰ってこない場合

お子さんが帰宅時間（下校時刻＋家までの時間）を過ぎても帰っていない場合は、学校だよりで下校時刻を再度確認するとともに、自宅周辺を確認してください。それでも安否が確認できないときには、学校や警察に連絡してください。学校は、校内に残留児童がいないかの確認をします。

④公共の場での過ごし方

学校では、決められた通学路を通して登下校するように指導しています。時々、違う通学路で帰ったり、近隣の施設内を通して帰ったりという情報が寄せられています。お子さんの安全のためにも、ルールを守って登下校するようにご家庭でも確認してください。また、マンションのフリースペースでの過ごし方も、周囲の迷惑にならないようにご家庭でご指導ください。

児童虐待への学校対応

Q9 児童虐待について、ネットニュースやテレビ、新聞などの報道でよく聞きます。学校ではどのように対応していますか。

A9 学校の通告義務

学校生活の中で子供たちを観察していると「ん!？」と、いつもと違うと感ずることがあります。不自然なけがや体調不良の訴えなどがあつた場合は、子供から話を聞き、虐待の疑いがある場合は、迅速に子ども家庭支援センターまたは、児童相談所に相談・通告をします。

学校では、虐待の様態として以下の4点を捉えています。

①身体的虐待

②性的虐待

③心理的虐待

大声、脅し、無視、否定的態度、兄弟姉妹間差別、自尊心を損ねる言葉、面前DVなど

④ネグレクト

家に子供（成人未満）だけ残しての外出、食事を与えない、衣服を着替えさせないなど

※法律上の定義はありませんが、夜遅い（または朝早い）時間まで勉強を強制する、テストの結果を罵倒するなどの「**教育虐待**」も含まれる場合があります。

子育てについてお悩みの場合は、学校だけでなく、関係機関にご相談することも可能です。

学校では、虐待の疑いがある場合は通告する義務がありますので、法律に則つて対応し、子供の人権を守ります。

学校感染症による出席停止について

Q10 子供が少し体調が悪いのですが、学校に行かせてもいいですか。

A10 登校前にはお子さんの健康観察を

朝、お子さんが登校する前には保護者の方の健康観察をお願いします。朝食をとる様子やいつもと違う様子が見られる場合は、**学校での感染を広げないため**にも、無理をさせず休養をさせてください。また、学校感染症が疑われる場合、中央区では、**インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症に罹患した際は、登校許可書の提出は必要ありません**。しかし、出席停止の対象である学校感染症のため、決められた期間はご家庭でしっかり休養させてください。

出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則）		
第2種	インフルエンザ※	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症※	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	風疹	発疹が消失するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の膨張が発現した後5日を経過し、かつ全身の状態が良好になるまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	溶連菌感染症	抗生物質の内服開始後24時間以上を経過し、全身状態が良好になるまで
	流行性角結膜炎（はやり目）	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	手足口病	
	伝染性紅斑	
	マイコプラズマ肺炎	
	感染性胃腸炎	
	ヘルパンギーナ	

※印以外の学校感染症と第一種感染症については、**登校許可書が必要**です。医師より登校許可書をもってからお子さんを登校させてください。

※保健室では、学校管理外のけがについては手当をすることができません。また、学校でのけがの継続処置もできません。症状が続く場合は、適宜病院を受診してください。

子供とのかかわり方

Q11 子供とのかかわり方で悩んでいます。どのようなかかわり方をしたいですか。

A11 教育相談の10の手法

子供にはそれぞれ個性があり、一人一人の思いに寄り添った対応が必要であると考えています。本校の教員は、「教育相談の10の手法」を基に子供たちの指導・支援を行っています。

①傾聴

相手の話をよく聴くこと。子供の話をすべて聴いてから大人が話す。（意外と苦手な大人が多いです。）

②受容

相手の気持ちをありのままに受けとめること。（※受け入れることではありません。）

③共感的理解

相手の立場に立って、気持ちを感じ、理解すること。

④肯定的な見方

相手の気持ちや行動を、プラス思考で見ること。

⑤ほめ方

その場で・具体的に・事実、感心したことを・過程や努力を言葉と表情にして、相手に伝える。口先だけでは子供は感じとります。

⑥叱り方

その場の感情（怒り）・長いお説教・みんなの前で・友達（兄弟姉妹）と比較・過去のことと一緒に・・・というのは適切ではありません。適切に・根拠と事実を・その場で伝えてください。

⑦正対

見逃さない姿勢を。子供の気持ちは受けとめるが、その行為を許さない姿勢をもつ。（例：問題行動は許さないが、その背景には理解と寄り添いをもつ。）

⑧サインを見逃さない

問題行動には必ず前兆があります。大人の「いつもと違う」という感覚と日常の観察力が大切です。

⑨非言語コミュニケーション

言語情報（話の内容）7%、聴覚情報（声のトーンや速さ）38%、視覚情報（表情や態度）55%とされており（メラビアン法則による）、コミュニケーションは言葉だけでなく、その他のことも影響を与えます。

⑩枠組み・先入観

大人の価値観・先入観だけで子供を見ない。多角的に子供を見ていく姿勢が大切です。

学校とのかかわり方

Q12 東京都は、2025年4月1日から「カスタマーハラスメント防止条例」が施行されましたが、保護者として学校への意見や要望を伝えるときにどのような点に注意したらいいですか。

A12 カスタマーハラスメント防止条例の施行

学校におけるカスタマーハラスメント対策についてですが、保護者からの意見や要望を排除するわけではありません。学校が気付かなかったことや配慮が足りなかったことは、指摘をいただくことで学校運営の改善につなげることができるので、有益なことだと捉えています。ただ、伝え方として教職員に対する大声での要求や詰問、威嚇・脅しとも取れるような言動、電話・面談での長時間拘束などの行為は学校でも「カスハラ」にあたります。このようなことが、教員の精神的負担にもなります。

学校では、十分に気をつけて教育活動を進めていますが、時にミスや個別の配慮不足も生じてしまうこともあります。その際は、謝罪をさせていただくとともに、今後の対応などについても、ご説明させていただきます。保護者の方としては、納得しかねることもあるかもしれませんが、学校としては互いに尊重しながら話し合いを継続し、可能な範囲で最大限ご対応いたします。それが、これから社会に出ていく子供たちの手本になります。保護者の皆様と一緒に同じ方向を向いて子供たち一人一人の成長を支えていきたいと考えておりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

もし、過度の要求や暴力・暴言（教員への人格否定、人権無視）があった場合は、学校だけでは対応できませんので、関係機関である警察や福祉機関、スクールロイヤーなどと連携して対応いたします。

東京都では、2025年4月1日より「カスタマーハラスメント防止条例」が施行されました。東京都は、顧客からの迷惑行為（カスハラ）を防止し、公正で持続可能な社会を目指すため、この条例を制定しました。条例では、顧客と就業者が対等な立場で尊重し合うことを目指し、事業者や就業者、顧客がそれぞれどのような対応を取るべきかを示しています。また、この条例には罰則がなく、顧客の権利を侵害しないよう配慮しながら、カスハラ防止に向けた意識の向上を促すことを目的としています。条例施行後、東京都は各種啓発活動を展開し、事業者や就業者の意識改革を図る予定です。また、カスハラ防止に関するガイドラインや指針も作成し、事業者への対応をサポートします。

東京都教育委員会は、都内の学校現場における保護者からのカスタマーハラスメント（カスハラ）対策を検討するために、有識者会議を立ち上げました。2025年4月に施行された東京都のカスハラ防止条例は、学校現場にも適用されます。これは、保護者からの過度な要求や理不尽な言動による教員への負担軽減を目的としています。

※次のページもご参照ください。
